

令和 6 年 8 月 7 日（水） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 8 月 7 日（水曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について
- （６）議案第 6 号 非農地の判断について
- （７）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（16 名）

1 番 安田 美雄 君	3 番 丹羽 英治 君	4 番 吉田 忠男 君
5 番 和田 ひとみ 君	6 番 鵜飼 秀樹 君	7 番 林 百恵 君
8 番 後藤 信一 君	9 番 尾口 文良 君	11 番 足立 宜穂 君
12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君
15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君
18 番 日置 香 君		

○欠席委員（3 名）

2 番 河村 清孝 君	10 番 松永 佳己 君	19 番 田下 喜代 君
-------------	--------------	--------------

○委員以外の出席者（4 名）

農業委員会事務局主幹兼農林課主幹 渡邊 昌彦 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 挨拶 ）

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

本日は、事務局長に変わしまして、渡邊が司会をさせていただきます。

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2 番 河村委員、10 番 松永委員、19 番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

もう一点、令和4年度の関農業振興地域整備計画につきまして、ご報告させていただきます。

6月の総会でご意見を伺いました、計画案について、縦覧公告を行ったところ、先日、その計画案につきまして異議申出が提出されたため、現在も計画変更の告示が出来ない状況が続いております。

市としましては、一刻も早い告示が出来るよう動いているところですが、制度上必要な手続きの期間の設定があることで、やむを得ない状況が続いていることを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

13 番 亀山委員、14 番 森委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めるというもので

す。

1 番の案件

議案は 1 ページ、位置図は 1 ページになります。

申請地は、上迫間公民館から南に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 4 筆 8 5 8 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申出に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、上迫間公民館から北東に 5 0 0 m、北に 1 0 0 m、西に 3 0 0 m 及び 9 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 3 筆 2, 0 1 2 m²

農振農用地 区域外の

登記・現況地目 畑 4 0 m²

登記・現況地目 田 1, 0 9 7 m² 2 筆 1, 1 3 7 m² 5 筆合計 3, 1 4 9 m²

申請の目的は、所有権移転です。

受遺者は、遺贈者の遺言による特定遺贈により取得し、現在の耕作地に合わせて農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、稲作と野菜栽培を行いたいという内容になっています。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、中池公園から西に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 3 3 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、耕作が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

4 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は、関税務署から西に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 2 筆 1 6 4 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、農業を営んでいる親族に譲り渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見 I C 料金所から北西に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の

登記地目 田、現況地目 畑 4 3 6 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になったため、資産を整理するため、申請地を今まで管理してきた親族に譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を譲り受け、営農を行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜や果物を栽培したいという内容になっています。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、山田公民センターから南西に 5 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 1, 5 0 3 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、農業経営者に農地を譲渡したいというもの。

譲受人は、農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいというものでございます。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、宮脇公民館から北に 4 0 0 m に位置する
農振農用地区域内の

登記・現況地目 畑 1 8 8。㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、農業を営んでいる親族に譲り渡し、農業経営の規模を縮小したいというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を譲り受け、営農を行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、7 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番と 2 番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

3 番の案件につきまして、鶴飼委員、ございますか。

○6 番（鶴飼 秀樹 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4 番の案件につきまして、本日欠席されました、松永委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

5 番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○1 2 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○1 4 番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16 番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○6 番（鵜飼 秀樹 君）

2 番の案件ですが、添付写真の地番と、議案の地番がずれているものがありますが。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

ご指摘いただきましたとおり、一番右の写真が、2013 番が正しい地番になります。ご訂正をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいですか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は8ページになります。

申請地は、市立金竜小学校から北西に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 16㎡

登記地目 畑 現況地目 宅地 100㎡ 2筆合計 116㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地隣地に居住しており、自己用の宅地として利用したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は、明ヶ島運動公園から北に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 243㎡

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地に自己用住宅地としたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5条9番と同時申請になります。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(なし)

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。
1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、笠屋公園から東に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 275㎡。

農地の区分は、相当数の街区を形成している区域の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅兼飲食業店舗でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、申請地に飲食店併用住宅を建築したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、天神公民センターから東に300mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 4,321㎡

登記地目 畑 現況地目 田 5 4 5 m² 4 筆合計 4, 8 6 6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（16区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地で宅地分譲を行いたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、3, 0 0 0 m²を超えているため、都市計画法第29条による開発許可及び岐阜県埋め立て等の規制に関する条例による許可が必要であります。

3 番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、県立関高等学校から北に200mに位置する

登記・現況地目 田 2 8 7 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は5ページ、位置図は13ページになります。

申請地は、稲口公民センターから東に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 2 筆 1, 2 2 3 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、不動産建築販売業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、建売住宅用の建築資材の保管場所として、計画していた別の場所を、縮小したため、新たに資材置場が必要になったというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地の一部は、店舗併用住宅として農地転用の許可を受けたが、事業が中断されており、事業計画変更1番と同時申請になっております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、関仲町郵便局から西に 100 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 1.20 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は自宅への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を自宅用の通路として利用したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は 15 ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から西に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 313 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、営農が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在アパート住まいであるが、手狭になったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は 16 ページになります。

申請地は、水ノ輪公園から南西に 300 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 323 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、本申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 17 ページになります。

申請地は、市立緑ヶ丘中学校から北に 100 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 29 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を住宅敷地の一部として利用したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 18 ページになります。

申請地は、明ヶ島運動公園から北に 300 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 105 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・車庫）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を自家用駐車場として利用したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

4 条 2 番と同時申請になります。

10 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に 800 m に位置する

登記・現況地目 田 5 筆 4,914 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電システムの施工・販売業を営んでおり、施設を設置し、太陽光発電事業を営んでいる事業者の販売したいというものでございます。

7 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

議案は7ページ、位置図は20ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に600mに位置する

登記・現況地目 畑 332㎡

登記・現況地目 田 3筆 1,196㎡ 4筆合計 1,528㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置し、発電事業を行いたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

12番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に500mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 845㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置し、発電事業を行いたいというものでございます。

7月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、12件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番と2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番と4番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

内容は問題ありませんが、8月5日付けで現地を確認した際、重機が入っており、作業を進めていたため、その点が気になりました。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

それについては、把握しておりませんでしたので、現地を確認し、必要があれば指導を行いたいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、本日欠席されました、松永委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

9番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 0 番から 1 2 番の案件について、本日欠席されました、田下委員から、特に意見はないと伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第４号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第４号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件

議案は８ページ、位置図は２４ページになります。

申請地は、稲口公民センターから東に２００ｍに位置する

現況地目 雑種地 ９５０㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

当初事業者は、店舗併用住宅として農地転用許可を受けていたが、事業が完了せず、当初事業計画者が亡くなったため、事業継承者が建築資材置場として整備したいというものです。

５条４番と同時申請になります。

２番の案件

位置図は２５ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから南西に５００ｍに位置する

現況地目 田 ２筆 ４２８㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

当初事業計画は、資材置場として農地転用許可を受けたが、申請地の一部について、利用目的を宅地分譲地と変更するために、転用面積を縮小する変更の申請になります。

３番の案件

位置図は２４ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから南西に５００ｍに位置する

現況地目 田 ２筆 １６３０㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

当初事業計画は、資材置場として農地転用許可を受けたが、地元からの要望もあったため、地元集落に近い申請地を、宅地分譲地とする事業目的の変更になります。

以上、３件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第４号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第５号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、下記の農用地利用集積計画の承認が求められたので、審議を求めるというものです。

議案は、１０ページから２４ページになります。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、

新規が５筆 ６，２０６㎡

使用貸借権設定に関するものについて、

新規が２２筆 １４９，８２５㎡

合計 ２２筆 １５６，０３１㎡でございます。

地区は白金地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議案第６号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

非農地判断について

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。

議案は25ページ、位置図は25ページから26ページになります。

非農地判断につきましては、登記地目が農地でありながら、すでに山林化しており、農地としての管理が困難な土地について、農地台帳から除外するというものになります。

荒廃農地調査により、荒廃度が重度であった土地や、非農地判断の申出あった土地になります。

対象地は

迫間地区 1筆 219 m²

下之保地区 1筆 52 m²

2筆合計 271 m²です。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から特に意見は無いということをお伺っております。

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。完全に山林化しております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第6号について、番号順に採決いたします。

1番について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号1番は可決しました。

2 番について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 6 号 2 番は可決しました。

続きまして、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の、合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は 26 ページになります。

1 番の案件

届出地は、下白金地内の 田 764 m²。

賃借人は、〇〇です。

合意解約成立日は、令和 6 年 8 月 30 日です。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第 1 号について事務局の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了となります。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

この後、この会議室の隣になります大会議室にて、10 時 45 分から合同会議を開催いたしますので、時間までにお越しくくださいますよう、お願いいたします。

次回の農業委員会総会は、令和 6 年 9 月 6 日（金）午前 9 時 30 分より
関市役所 6 階 大会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前 10 時 30 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

1 3 番

⑩

1 4 番

⑩